議案第27号

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和７年２月17日

福岡市長　高　　島　　宗 一 郎

理由

本件は、緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

緑地の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

緑地の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
[redacted]	1,166,000円

2　事件の概要

令和６年８月29日午後零時30分頃、市内中央区桜坂三丁目地内の桜坂特別緑地保全地区である緑地内の樹木の根元が腐朽していたため、当該樹木が折れて倒れ、同緑地に隣接する相手方[redacted]氏所有の家屋に接触し、当該家屋の屋根等が破損して損害が生じたものである。